

社会福祉法人 村上市社会福祉協議会 評議員選任・解任委員会運営細則

平成 28 年 11 月 29 日制定

令和 2 年 11 月 12 日 改正

(目 的)

第 1 条 この細則は、社会福祉法人村上市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第 7 条第 7 項に規定された、本会評議員選任・解任委員会（以下「委員会」という。）の運営に関する事項について定める。

(委員会の設置)

第 2 条 委員会は、本会の評議員の選任及び解任を行うための機関として設置する。

(委員の構成)

第 3 条 委員会は、外部委員 2 名、監事 2 名、事務局員 1 名の合計 5 名で構成する。

2 会長（会長に事故あるときは常務理事）は、委員会に出席しなければならない。

(委員の選任及び任期)

第 4 条 委員の選任及び解任は、理事会において行う。

2 委員の任期は、就任後 4 年以内に終了する会計年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

3 委員は、辞任又は任期満了後においても、定款第 7 条第 2 項に定める定員に足りなくなるときは、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(委員の解任)

第 5 条 委員が、次の各号のいずれかに該当するときは、理事会において、理事現在数の 3 分の 2 以上の決議により、会長がこれを解任することができる。

(1) 心身故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき

(2) 職務上の義務違反、その他委員たるにふさわしくない行為があると認められるとき

(委員の報酬等)

第 6 条 委員会委員の報酬は、これを支給しない。ただし、費用を弁償することができる。

(招 集)

第 7 条 委員会は、理事会の決議に基づき、会長が招集する。

(招集通知)

第8条 会長は、委員会の開催日の1週間前までに、各委員会委員（以下委員）に対して、会議の日時、場所及び会議の目的ある事項を記載した書面で、その通知を発しなければならない。ただし、委員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(委員長)

第9条 委員会の委員長は、委員の互選とし、委員長は議長となる。

(評議員の選任)

第10条 評議員の選任は、以下の各号の手続を経るものとする。

- (1) 理事会は、理事会で決議された様式1「次期評議員候補者推薦書」を委員会に提出する。
- (2) 会長（会長に事故あるときは常務理事）は、委員会に当該候補者の経歴、当該候補者を評議員候補者とした理由、当該候補者と当該法人及び役員等との関係、当該候補者の兼職状況を説明しなければならない。
- (3) 委員会は、評議員候補者について審議を行い、評議員選任の決議を行う。

(評議員の解任)

第11条 評議員の解任は、以下の各号の手続を経るものとする。

- (1) 会長（会長に事故あるときは常務理事）は、委員会に理事会で決議された評議員解任の提案を行い、評議員として不適任とした理由を委員に説明しなければならない。
- (2) 委員会は、解任の提案をされた被解任評議員に弁明の機会を保障する。
- (3) 委員会は、理事会より提案された評議員の解任について審議を行い、解任の可否について決議を行う。

(決議)

第12条 委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員1名以上が出席し、且つ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

(議事録)

第13条 委員会の議事については、議事録を作成する。

- 2 議事録は書面をもって作成し、委員長および出席した委員が記名押印しなければならない。
- 3 議事録には、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。
 - (1) 委員会が開催された年月日及び場所
 - (2) 委員会の議事の経過の要領及びその結果
 - (3) 委員会に出席した委員の氏名

(4) 委員会に出席した理事の氏名

(5) 委員会の(委員長)議長の氏名

4 第1項の議事録は、委員会の日から10年間、その主たる事務所に備え置かなければならない。

(補 則)

第14条 この細則に定める者のほか、委員会の運営に関する必要な事項は、会長が別に定める。

(改 廃)

第15条 この細則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規則は、平成28年11月29日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年11月12日から施行する。 (第10条(1)の一部改正)

様式 1 (第 10 条関連)

社会福祉法人 村上市社会福祉協議会 次期評議員候補者推薦書

| NO. | 氏 名 | 住 所 | 経歴・現職 | 推薦理由 | 兼職状況 | 欠格事由 | 特殊関係者 |
|-----|-----|-----|-------|------|------|------------------|------------------|
| 1 | | | | | | 1 該当あり 2 該当なし | 1 該当あり 2 該当なし |
| 2 | | | | | | 1 該当あり 2 該当なし | 1 該当あり 2 該当なし |
| 3 | | | | | | 1 該当あり 2 該当なし | 1 該当あり 2 該当なし |
| 4 | | | | | | 1 該当あり 2 該当なし | 1 該当あり 2 該当なし |
| 5 | | | | | | 1 該当あり 2 該当なし | 1 該当あり 2 該当なし |
| 6 | | | | | | 1 該当あり 2 該当なし | 1 該当あり 2 該当なし |
| 7 | | | | | | 1 該当あり 2 該当なし | 1 該当あり 2 該当なし |

